

富山県官民連携・規制緩和推進本部設置要綱

(目的)

第1条 富山県の持続的な成長や地域課題の解決につながる効果的な官民連携や規制緩和による取組みをより積極的に推進するため、富山県官民連携・規制緩和推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 官民連携事業提案や規制緩和提案に関する実施の検討に関すること。
- (2) 効果的な官民連携事業や規制緩和案件の創出及び情報発信に関すること。
- (3) 官民連携や規制緩和に関する理解促進、機運醸成、体制強化に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は本部の業務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 本部長は、必要に応じて本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第4条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ本部にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員、職務その他必要な事項は、本部において定める。

(事務局)

第5条 本部及びワーキンググループの事務を処理するため、知事政策局成長戦略室内に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の事項は、必要に応じて本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別表 1

区分	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	教育長 警察本部長 知事政策局長 危機管理局長 地方創生局長 交通政策局長 経営管理部長 生活環境文化部長 厚生部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長